

定額給付金 子育て応援特別手当

定額給付金 総務課庶務人事係 ☎028(677)1111
 子育て応援特別手当 健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112

定額給付金

生活支援と景気対策を目的とした定額給付金は、国会で3月4日に関連法案が可決され、町でも3月6日に議会で補正予算が可決されました。これを受けて、皆さんへの給付に向けた準備を進めています。

給付対象者
 平成21年2月1日(基準日)において、次の要件のいずれかに該当する人です。
 ①住民基本台帳に登録されている人
 ②外国人登録原票に登録されている人で、永住者・特別永住者に該当する人、もしくは短期滞在の在留資格以外の在留資格を有して在留している人

申請・受給者
 給付対象者ごとの申請・受給者は次のとおりです。

①住民基本台帳に登録されている人については、その人の属する世帯の世帯主
 ②外国人登録原票に登録されている人で、給付対象者の要件に該当する人は、その本人

給付金額(1人あたり)
 ①基準日において
 65歳以上の人
 (昭和19年2月2日以前に出生
 18歳以下の人
 (平成2年2月2日以降に出生
 20,000円
 ②①以外の給付対象者
 12,000円

給付の方法
 申請・受給者が指定した口座へ給付金を振り込みます。

受給の手続き
 申請・受給者に該当する人には、町から3月末に必要書類を各世帯に郵送しました。
 書類が届いたら、必要事項(振込口座情報など)を記入し、速やかに返送してください。



町は、提出された書類を審査し、給付の決定を行い、指定の口座に入金する手続きを進めます。
 なお、口座振込開始は、4月下旬を予定しています。振込予定日は別途通知します。

申請期限

給付申請受付開始日(4月1日)から6カ月を経過すると申請できません。

定額給付金Q&A

Q 芳賀町で給付が始まる前に別の市区町村に引っ越す場合は、どちらの市区町村に申請すればいいのですか。
 A 給付金は2月1日に住民登録をしていた市区町村から受け取るようになります。2日以降に芳賀町から引っ越した場合は、芳賀町から新住所に申請書類が届きます。

Q 死亡した人の扱いはどうなるのですか。
 A 亡くなった日が1月31日以前なら支給対象にはならず、2月1日以降なら家族などが受け取ることができます。

Q 世帯主が長期出張中などで不在の場合は、どうしたらいいのですか。
 A 家族が代理で申請できます。

Q 代理申請できるのは家族だけですか。
 A 一人暮らしの寝たきりや認知症の人などには、親類などの代理も認められています。しかし、不正受給を防ぐために本当に代理申請なのかを審査されることになります。

Q 死亡した人の扱いはどうなるのですか。
 A 亡くなった日が1月31日以前なら支給対象にはならず、2月1日以降なら家族などが受け取ることができます。

子育て応援特別手当

多子世帯の幼児教育期の子育て負担に配慮する観点から、平成20年度限定の緊急措置として、対象となる世帯に「子育て応援特別手当」を支給します。

支給対象者

平成21年2月1日(基準日)において、住民基本台帳に登録されている人で、小学校就学前3年間(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までのお子さん)に該当する第2子以降のお子さんを養育している世帯主。

支給金額(1人あたり)

36,000円

通知時期と手続き

該当世帯には、4月初旬に通知します。書類に必要事項を記入し、返送または健康福祉課窓口へ持参してください。口座振込時期など詳細は、別途通知します。

申請期間

給付申請受付開始日(4月6日)から6カ月以内

子育て応援特別手当 (Aさん、Bさん世帯の場合)

Bさん世帯の場合



世帯主 Bさん

生年月日が平成2年4月2日から17年4月1日までの子ども

生年月日が平成14年4月2日から17年4月1日までの子ども



1人目



2人目 ←支給の対象となる子ども

生年月日が平成17年4月2日以降の子ども



3人目

Bさんへの子育て応援特別手当
 36,000円×1人=36,000円

Aさん世帯の場合



世帯主 Aさん

生年月日が平成2年4月2日から17年4月1日までの子ども



1人目

生年月日が平成14年4月2日から17年4月1日までの子ども



2人目



3人目

←支給の対象となる子ども

生年月日が平成17年4月2日以降の子ども



4人目

Aさんへの子育て応援特別手当
 36,000円×2人=72,000円

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」にご注意ください!

- 市区町村や総務省などがATM(銀行・農協などの現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが、定額給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることも絶対にありません。
- 不審な電話がかかってきたり郵便物が届いた場合は、役場や真岡警察署にご相談ください。

☎総務課庶務人事係 ☎028(677)1111 ☎真岡警察署 ☎0285(84)0110

